

それは「支出の目的」です。(平成15年の判例より)

③ 事業関係者等との間の親睦の度を密にして 取引関係の円滑な進行を図ること
皆さまにとっての「交際費」も、このイメージに近いのではないかと思います。

この「交際費」ですが、中小企業では「年間800万円」までが損金として認められると決められています。

↓
法人税を計算する上でも費用としてOK、
ということ。

「800万円」を超えた部分は、決算書では費用ですが、
法人税を計算する時は損金ならず、課税所得が増えます。

「含めなくてもよいもの」の代表格が、「1人あたり5,000円未満の飲食費」でした。
この「5,000円」の部分が、今年4月から「10,000円」となったのです。

- (1) 飲食等のあった年月日
- (2) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に
関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- (3) 飲食等に参加した者の数
- (4) その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地

ただしこちらも、
「左の4点を残しておく」という
決まりがあります。
やはり(2)が入っています！
そして、一人あたりを考えるので
(3)は当然ですね。

とはいえ、この「含めなくてよいもの」以外も、きちんと「損金」として扱うためには、
「事業に関係のある人」に対するものだと残しておくことは必要と思われます。

《その2》相続登記

税務ではないですが、こちらも4月から
「義務化」となりましたので、ご案内です。

簡単にいうと
不動産を相続で取得したことを知った日から
3年以内に相続登記することが義務
となりました。

「相続登記」とは、相続した土地・建物の
不動産登記簿の名義変更をすること、です！

この「登記」については司法書士の管轄と
なるため、弊所では司法書士の先生をご紹介
するのみとなりますが、ご相続については、
相続税の申告はもちろん、ご相続発生前の
試算・対策などご相談を承っております。

何となく心配だけど…何をしたら良いか、
誰に話したら良いかも分からないし…と
漠然と思われている方も、今、この機会に、
ちょっと踏み出してみませんか。
いつでも、お気軽にお問い合わせください！

※ 税理士には、税理士法第38条にて「守秘義務」が課されております。
皆さまよりお聞きしたお話を他に洩らしたりすることは一切ございません。